

# 西日本学生拳法連盟規程

制定 平成 15 年 4 月 12 日

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 本連盟は西日本学生拳法連盟と称する。

(事務局)

第 2 条 本連盟の事務所は、大阪市東淀川区小松 1-11-21 丸忠ビル 101 号に置く。

## 第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本連盟は、全日本学生拳法連盟に属し、西日本地域の大学における日本拳法の普及と発展を図り、もって大学教育の一環としての学生スポーツの振興に寄与し、学生の健全なる心身の陶冶を目的とする。

(事業)

第 4 条 本連盟は第 2 章第 3 条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 本連盟加盟大学間の定期的な競技会の開催。
- (2) 本連盟が必要と認める競技会及び講習会の開催。
- (3) 本連盟の目的を達成するために資する事業。

## 第 3 章 組織

(組織並びに会員)

第 5 条 本連盟は、西日本の地域に存在する大学を代表する拳法部をもって組織し、加盟大学の拳法部より連盟規程に則って届け出のある役員、選手をもって会員とする。

- 2, 本連盟に、総会の議を経て、賛助会員をおくことができるものとする。賛助会員規程は別に定める。

(加盟大学)

第 6 条 本連盟に加盟する大学の拳法部は、本連盟の登録規程に則って本連盟に加入した登録会員でなければならない。

本連盟の役員も同様に本連盟の登録会員でなければならない。

(部構成)

第 7 条 本連盟に男子部並びに女子部をおくものとする。

- 2, 男子部並びに女子部の競技規程は連盟規程細則に則るものとする。

## 第 4 章 役員

(役員)

第 8 条 本連盟に次の役員をおく。

- |             |             |            |            |
|-------------|-------------|------------|------------|
| (1) 会長 1 名  | (4) 事務局長    | (7) 理事若干名  | (10) 参与若干名 |
| (2) 副会長若干名  | (5) 副理事長若干名 | (8) 監事 2 名 |            |
| (3) 理事長 1 名 | (6) 常任理事若干名 | (9) 顧問若干名  |            |

(役員任期)

第 9 条 本連盟の役員任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2, 補欠による役員任期は前任者の残存期間とする。
- 3, 役員はその任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行うものとする。
- 4, 本連盟の役員が役員たるに相応しくない行為を行った場合、あるいは特別の事情が生じた場合は総会の決議をもって解任することができる。

(会長)

第10条 会長は会員の中から総会で選出する。

2, 会長は本連盟を代表する。

(副会長)

第11条 副会長は会長が会員の中から指名し、総会の議を経て、会長が委嘱する。

2, 副会長は会長を補佐し、会長に支障あるときはこれを代理する。

(理事長)

第12条 理事長は理事の互選とし、会長が委嘱する。

2, 理事長は会長・副会長を補佐し、会長・副会長に支障あるときはこれを代理する。

3, 理事長は常任理事会を主宰し、本連盟の会務を統轄、指導、監督する。

(副理事長)

第13条 副理事長は理事長が理事の中から指名し、会長が委嘱する。

2, 副理事長は理事長を補佐し、理事長に支障あるときはこれを代理する。

3, 副理事長は議事録を作成しなければならない。

(常任理事)

第14条 常任理事は理事の互選とし、会長が委嘱する。

2, 常任理事は常任理事会を構成し、日常の業務を分担、処理し、委員会及び委員の業務の執行を監督指導する。

3, 常任理事会は、緊急の場合、審議並びに決議権を有するものとする。ただし、この場合は事後速やかに理事会に図り承認を必要とする。

(理事)

第15条 理事は次の2項目に掲げるものとする。

(1) 本連盟に加盟する大学の部長または監督1名

(2) 会長が指名し理事会で承認された者若干名

2, 理事は理事会を構成し、本連盟の運営に関する事項を審議する。

(監事)

第16条 監事は会長が推薦し、総会の議を経て、会長が委嘱する。

2, 監事は、本連盟の財産の状況を監査する。

3, 監事は、常任理事会の公務執行状況を監査する。

4, 監事は、本連盟の財産の状況又は役員の公務執行の状況について監査した結果不正の点のあることを発見したとき、これを総会及び理事会に報告する。

5, 監事が前号の報告をするために必要があると認めたとき、会長に対して常任理事会および理事会の招集を請求する。

(顧問)

第17条 顧問は会長が学識経験者の中から推薦し、総会の議を経て、会長が委嘱する。

2, 顧問は本連盟の在り方について意見を述べることができる。

(参与)

第18条 参与は会長が多年の間本連盟に功労のあった者の中から推薦し、総会の議を経て、会長が委嘱する。

2, 参与は本連盟の在り方について意見を述べることができる。

(名誉会長)

第19条 本連盟に名誉会長をおくことができる。

## 第5章 学生委員

第20条 本連盟に次の学生委員をおく

- (1) 学生委員長 1名
- (2) 学生副委員長若干名
- (3) 学生会計長 1名
- (4) 学生書記長 1名
- (5) 学生総務委員長 1名
- (6) 学生渉外委員長 1名
- (7) 常任学生委員若干名
- (8) 学生委員若干名

(学生委員長)

第21条 学生委員長は常任学生委員の互選とし、総会の議を経て、理事長が委嘱する。

- 2, 学生委員長は学生委員を代表し、常任学生委員会及び学生委員会の業務の全責任を有するものとする。

(学生副委員長)

第22条 常任学生委員のうちから学生副委員長を3名以内置くことができる。

- 2, 学生副委員長は、学生委員長が常任学生委員会の出席委員の2分の1以上の同意を得て指名し、学生委員会の出席委員の2分の1以上の同意を得るものとする。

(学生会計長)

第23条 常任学生委員のうち1名を学生会計長とする。

- 2, 学生会計長は、学生委員長が常任学生委員会の出席委員の2分の1以上の同意を得て指名し、学生委員会の出席委員の2分の1以上の同意を得るものとする。

(学生書記長)

第24条 常任学生委員のうち1名を学生書記長とする。

- 2, 学生書記長は、学生委員長が常任学生委員会の出席委員の2分の1以上の同意を得て指名し、学生委員会の出席委員の2分1以上の同意を得るものとする。

(学生総務委員長)

第25条 常任学生委員のうち1名を学生総務委員長とする。

- 2, 学生総務委員長は、学生委員長が常任学生委員会の出席委員の2分1以上の同意を得て指名し、学生委員会の出席委員の2分1以上の同意を得るものとする。

(学生渉外委員長)

第26条 常任学生委員のうち1名を学生渉外委員長とする。

- 2, 学生渉外委員長は、学生委員長が常任学生委員会の出席委員の2分1以上の同意を得て指名し、学生委員会の出席委員の2分1以上の同意を得るものとする。

(常任学生委員)

第27条 常任学生委員は、西日本学生拳法選手権大会において、戦績上位校より任命する。

- 2, 常任学生委員は常任学生委員会を構成し、学生委員会の業務を執行し、本連盟の日常の業務を分担実施する。
- 3, 常任学生委員会の任務規程は別にこれを定める。
- 4, 常任学生委員は総会、常任理事会及び理事会に出席し、理事及び常任理事の質問に答えるものとし、必要あるときは意見を述べることができる。

(学生委員)

第28条 学生委員は本連盟に加盟する各大学の拳法部を代表する部員1名とする。

- 2, 学生委員は学生委員会を構成する。
- 3, 学生委員会の任務規程は別にこれを定める。

## 第6章 会議

第29条 本連盟に次の会議をおく。

- |         |             |           |
|---------|-------------|-----------|
| (1) 総会  | (3) 辞任理事会   | (5) 学生委員会 |
| (2) 理事会 | (4) 常任学生委員会 |           |

(総会)

第30条 総会は本連盟の最高議決機関であり、会長がこれを召集し、議長となる。

- 2, 定期総会は年1回とし、必要に応じて臨時総会を開催する。ただし、会長は加盟大学の3分の1以上の要請がある場合は臨時総会を召集しなければならない。
- 3, 総会は理事、学生委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
- 4, 総会の決議は出席の理事、学生委員の2分の1以上の同意を必要とする。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。
- 5, 会則の変更は出席の理事、学生委員の3分の2以上の同意を必要とする。

(総会付議事項)

第31条 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 役員の選任に関する事項。
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項。
- (3) 事業計画及び予算に関する事項。
- (4) 基本財産に関する事項。
- (5) 除名など会員の異動に関する事項。
- (6) 会則の変更に関する事項。
- (7) その他本連盟の事業に関する重要事項。

(理事会)

第32条 理事会は総会の議決に基づき本連盟の運営について審議する。総会は会長がこれを召集し議長となる。

- 2, 定期理事会は年1回とし、必要に応じて臨時理事会を開催する。ただし、会長は加盟大学の3分の1以上の要請がある場合は臨時理事会を召集しなければならない。
- 3, 理事会は加盟大学の過半数の出席をもって成立する。ただし、委任状を含むものとする。
- 4, 理事会の決議は出席の理事の2分の1以上の同意で決する。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。

(理事会付議事項)

第33条 理事会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 総会で決議された事項の運営について。
- (2) 総会に付議すべき事項。
- (3) その他本連盟の運営に関する一般的事項で特に理事会の審議を必要とする事項。

(常任理事会)

第34条 常任理事会は理事会の議決に基づき本連盟の運営について審議する。常任理事会は、理事長がこれを召集し議長となる。

- 2, 常任理事会は会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事の3分の2以上の出席を必要とする。
- 3, 常任理事会の決議は、出席者の2分の1以上の同意を必要とする。ただし、可否同数の時は議長がこれを決する。

(常任理事会審議事項)

第35条 常任理事会で審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 理事会で決議された事項の計画及び実施に関する事項。
- (2) 理事会に付議すべき事項で時間的余裕のない緊急事項。ただし、この場合は事後速やかに理事会の承認を必要とする。
- (3) その他本連盟の運営に関する一般的事項で特に理事会の審議を必要とする事項。

(常任学生委員会)

第36条 常任学生委員会は本連盟の執行機関であり、日常業務の細部事項又は総会、理事会及び常任理事会で決定した方針の細部事項について、常任理事会等の指導を得て執行する。

(学生委員会)

第37条 学生委員会は本連盟の執行機関であり、学生委員長がこれを召集する。

- 2, 学生委員会は学生委員長が必要と認めた場合、あるいは会長または理事長の要請により開催する。
- 3, 学生委員会の議決は加盟大学の3分の2以上の学生委員の出席を必要とし、出席学生委員の2分の1以上の同意を必要とする。
- 4, 学生委員会は本連盟の発展に資する事項について総会に議案を提出できるものとする。

## 第7章 加盟及び脱退

(加盟申請)

第38条 本連盟への加盟は、第6条の規定に準拠する大学拳法部が加盟を希望する場合、下記の申請書類と規定の加盟費を添えて、本連盟会長に加盟申請し、総会の承認を得て成立する。

- (1) 大学の代表者並びに部長の捺印のある加盟申請書。
- (2) 大学拳法部の役員（指導者）及び選手名簿。

(年次的義務)

第39条 加盟大学は、加盟後も毎年度始めに当該年度の役員及び選手名簿を本連盟に提出し、当該年度の加盟費を納入しなければならない。

(脱退並びに負債償還義務)

第40条 本連盟より脱退を希望する加盟大学は、当該大学の代表者の証明のある、脱退理由書を本連盟会長に提出するものとする。

- 2, 加盟大学の本連盟に対する負債は、脱退理由の如何を問わず、規定の期日までに償還するものとする。

## 第8章 会計

(経費)

第41条 本連盟の経費は加盟大学の年度毎の加盟費、寄付金、その他の事業により生ずる収入をもってあてる。

(加盟費)

第42条 本連盟の加盟費は、年度毎の金額を定期総会で決定し、加盟大学は毎年規定の加盟費を納入するものとする。

(会計年度)

第43条 本連盟の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

## 第9章 罰則

(加盟資格の停止並びに剥奪)

第44条 加盟大学が下記の事項に抵触した場合は総会の議を経て加盟資格を停止するか、若しくは剥奪するものとする。

- (1) 本連盟の規程及び細則に著しく違反した場合。
- (2) 本連盟の目的に違反する行為を行った場合。
- (3) 加盟大学が規定の加盟費を1年以上にわたって納入しない場合。
- (4) その他本連盟総会で必要と認めた場合。

(会員の資格の停止並びに剥奪)

第45条 本連盟の会員が下記の事項に抵触した場合は総会の議を経て会員資格を停止するか、若しくは剥奪するものとする。

- (1) 本連盟の規程及び細則に著しく違反した場合。
- (2) 本連盟の目的に違反する行為を行った場合。
- (3) その他本連盟総会で必要と認めた場合。

## 第10章 規定の改正

(規定の改正)

第46条 本連盟の規程並びに細則の改正は第30条に則って行うものとする。ただし、緊急を要する場合は常任理事会で審議の上決定し、事後速やかに総会で承認を受けるものとする。

## 附則

この規程は平成11年6月27日より施行する。

この改定規定は平成15年4月12日より施行する。